

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第6号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和8年4月9日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市久貝二丁目在住の者

2 事故の概要

令和8年1月16日14時10分、公用車で長岡京市役所第二駐車場に入る際、満車で誘導員の指示で先頭で待っていた際、市民の車が公用車を追い越して、公用車の前に停車。その後、一台空きが出たため誘導員の指示に従い、市民の車を追い越す際に、公用車の左後方が市民の車の右後方と接触した。なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

459,000円